

俵 約 の 定

松浦 一二三

江戸幕府三百年の礎を築いた徳川家康は、昭和五十八年のNHK大河ドラマとしてブームを呼んでいる。偉大なる武将であり政治家である。彼の身上は三河の一土豪ともいう松平氏に生まれ、幼くして尾張織田氏、駿河の今川氏とに質子として成長して行く。今川氏滅ぶるに及んで三河に帰り一家をなし、小大名として織田氏と同調、織田信長本能寺に死するや次期の天下取り秀吉と覇を競い同格として肩を並べ、秀吉の期待も慮わず征夷大將軍となり江戸に開幕した。優れた軍略、策略により一見強引ともいえる徳川將軍の誕生である。

以後三百年明治維新を迎えるまで將軍十五代、天下泰平を謳歌して来た。そこに横たわる政策の大きなものは、士農工商と武士の次に格付された農民、百姓の米を公租の対照とした武家政治の制定である。今封建時代という幕藩体制の確立である。

徳川家康より「おやし殿」ともいわれた本多佐渡守正信が、二代將軍秀忠に奉ったとされている「本佐録」の中に「百姓仕置の事」として、世に家康の言葉と伝えられる。「郷村百姓共をば、死なぬ様に、生きる様にと合点致し収納申付くる様」というこの文章に合わせ「百姓は天下の根元なり、是を治むるに法有り、…中略…百姓は財の余らぬ様に、不足なき様に治むる事常なり」と記録されている。この事を金科玉条として三百年百姓はとられ、しぼられて来たのである。為政者と農民との間の葛藤は多かれ少なかれ何時の時代にもあるものだ。

その1

我等が郷土掛川地方とて幕府の根本施策にvarietyようはない。時により違いはあるが、大部分の村は掛川藩領分であり、旗本知行所、天領、及横須賀藩領分としての村も又存在していた。現在の掛川市内にも幕藩時代の記録が往時の各村庄屋文書として数多く残されている。今そのほんの一部を見て、大要を述べるのは烏滸の沙汰であるが、この処に書残すチャンスと見て稿をおこした。旧藩時代村々の実情を見せる庄屋文書は種々あるが、此処では百姓の生活を直接的に規制する「俵約定」の一端により当時の村のあり方を考えよう。

日常生活を「衣」「食」「住」の三つに分け順次考証する。今日は情報の時代であり、活字或は映像により、新しきも古きも知る時代である。然し映画、テレビによる娯楽もののいわゆるまげものでは、江戸時代の百姓の生活状態は決して伺えない。

その2

俵約定に書かれている百姓の着物は殆んどが「衣服布木綿二限事」となっている。但し庄屋は「妻子共絹紬」は着てもよいとしている。しかし、布木綿にしても呉服商より購入した物ではなく、百姓の手で穫り入れた綿より織った地木綿を着用することとなっている。但し婚礼、葬儀又は盆、正月、及び藩役所、藩侯の御前に出る時のみ木綿又は麻の羽織を用いてもよいとある。平日は羽織は厳禁である。

次に履物は、村役人は藩役所に出向く時、雨傘と下駄を用いてもよい。しかし百姓古来の風俗は箕笠は使用するのが相当であることを忘れるなとし、「百姓共下駄、傘、日傘、雪駄、藤倉は相不用」手づくりの草鞋、藁ぞうりを用いなさいとなっている。以上は掛川藩における庄屋文書に見えている。

幕府より郷村法度として出された一部を拾うと、寛永五年二月、寛永十九年五月、同年八月、寛永二十年三月、同年八月、

寛文八年三月、天保十三年九月と見えて、百姓衣類のことを指図している。ここに天保十三年の触書を書いて見よう。

「天保十三年寅九月」

百姓之儀衣服其外質素を相守農業專一可相勤旨触書。

百姓之儀は鹿服を着、髪も藁を以てつかね候事古来之風儀に候処、近來奢に長じ、身分不相応之品着用致、髪も油元結を用候のみならず流行之風俗を学び其外雨具も箕笠のみを用候事に候処、当時傘合羽其余之儀万端これに准、無益の費多く先祖より持来候田畑も人手に渡候儀、歎々敷事候、一体にて餘業之酒食商ひ等致候類、又は湯屋髪結床等有之候儀畢竟近來之儀にて、若きもの共自然とよからぬ道に携り柔弱且於將之基に候間、弥古代之風儀忘却不致、物毎質素に致、農業相励候儀肝要に候、以下略」

その三

次に「食」について見よう。村庄屋文書の儉約定に見ると、「毎年十月より三度喰に可致、右之内一度は雑炊汁煎の類にて賄可致事」とある。幕府御達の一部は、寛永十九年五月、同年八月、寛永二十年三月、同年八月、寛文八年三月に百姓食物について書かれている。寛文八年三月に云ふ。

「百姓之食物、常々雜穀を用べし、米は猥に不喰様に可仕事」「酒」について見ると、村々に酒を商ひ店もあり相当利用もしていたようであるが、村中申合せ儉約定により、酒の商を差留ようとしたが、其店屋が立ゆかなくなる故、居酒屋即ち店先で呑む事は禁止、農繁期等労働のきつときの慰勞に自宅で呑むよう徳利売は大目に見る様に取決めていた。寛永二十年三月、幕府よりも「在々所々にて酒一切作べからず。并他所より買入商売仕間敷事」と触出している。又百姓には「市町に出てむざと酒呑むべからず」と禁止している。

その四

次に「住」について考えよう。庄屋文書には住居の建物については何も見られない。幕府御法度には、「不似合家作自今以後仕間敷事」と寛永、寛文年に見られる。享保七年十一月御触に、「諸国在々百姓有来家居之外に自今新規に家作致すべからず、一家の内に子孫兄弟多或病身之者有之候て同居難成子細有之ものは一屋敷の内に小屋を作り或は差懸けに致す儀は格別たるべき事」と見える。

次に正月、三月、五月等節句、祝日等家内限りで祝を行ない五月朔は中津紙四〇五枚張の大きさに止めること、と儉約定で村中定めている。

又婚礼等祝儀の節及仏事の時は「近親並由緒有之者之外寄合候儀不相成、敵敷手輕に可申合候事」として、婚礼の時、酒事はせいぜい三献、料理は有合せで一汁一菜にせよと定めている。花嫁も乗物一切禁止としており、祝物のやりとり、披露の振舞酒は一切とり行わないことを申合せている。

仏事の時も「随分手輕に」となし有合せの一汁一菜、酒は使えない、香奠は掛川宿にては安政二年四文以下と定め、徳泉村にては、寅年正月として「無據江は香奠八文遺し可申候」と見えている。幕府においても、婚礼五節句等祝儀及仏事については夫々御法度を定めている。

寛永十九年五月には「よめとりなど仕候節、乗物等不可用事」とあり、これより前、寛永十九年に百姓馬にのる事をいましめ「荷鞍に毛せんを掛、乗申間敷事」とあり、寛永二十年には、「名主総百姓男女とも乗物停止之事」とある。これ以降数通の停止文を見られる。寛文八年三月の御達を見ると

「一、庄屋百姓共に自今以後不応其身不可家作仕、但、道筋町屋人宿仕候所は可為格別事。

一、名主惣百姓男女共に乗物一切可為停止事」

又農村行事の楽しみの大なる、日待、庚申についても酒は使用せず「一汁一菜にて可致事」と定め、「神事、又ハ開帳」の祭りにも金興、見世物一切行わず、但し夜灯だけはつけてもよいと申合わせ、「盆祭之節村々にて年若きもの寄合鉦太鼓を打念仏相唱へ、終夜徘徊候趣相聞候、向後無用可致候」としておる。

そして「極難渋之年柄故休日之儀は、五節句、神事、祭礼定日之外遊間敷事」とし、「休日たり共晩方は夫々之手業可致」「尚又日々なべ之儀毎夜無油断可致事」と厳しく定めている。然るに、火の元大切厳重に用心し、野荒し、賭事、博奕は村中で責任もって取締まるよう申し定めている。

以上は天保年間より安政年間に及ぶ、各村々儉約定より抽出した農民の日常生活の実態である。

その五

米麦の生産は、その年の天候に左右され、豊年といわれる年でさえ生活苦の時代、天保より安政にかけての経済恐慌と風水害、その上、大地震による致命的被害は、農民生活を根底からゆさぶり、全国にあらわれる百姓一揆として見られる。その大なるものが大塩平八郎の乱であり、水野忠邦の失脚として、幕政もゆるがす事につながって行くのである。

その六

掛川藩にては天保の儉約令より以前、藩財政の緊迫を補うものとして、明和八年より御家中諸士の知行を何割か召上げる作業がなされている。原泉地区旧萩間村に残されている御触書を年月はさだかではないが、「今度猶又厳重に御幕方御切詰被仰出、爾殿様御朝夕御幕方も厳敷御取締被遊当子より辰迄五ヶ年御家中にも増上ヶ米被仰付」とあるように、藩財政の立直しに藩主先頭に家臣一同五ヶ年計画にとりこんでいる。推定すると

この子年とは安永九年に相当すると思われる。

この「御触書」に見ると

- 一、殿様及家中一同の生活は厳重に切詰るが百姓年貢は従前通りとする故、精一杯努力して生産に励むこと。
- 一、百姓暮らし方は儉約第一とせよ。
- 一、仏事祝儀等之儀は出来得る限り手輕にいたす事。
- 一、衣服は綿布を用ふべし。
- 一、子供祝は出来得る限り手輕にすべし。
- 一、神事も随分質素に執行ひ前後の入費等掛らないよう考へるべし。」

掛川藩太田侯の儉約令一号であろう、安永八年十二月に出さしたものと思われる。

その七

江戸幕藩時代、幕府及各藩政の財源は百姓の年貢米によって賄われていたとしても過言ではない。然して、その米を生産する百姓の生活を規制することが、為政者の第一の仕事であったろう。百姓は生かさず殺さずといひ、知らしむべからず、よらしむべしという。徳川家々訓によってである。

諸国鄉村掟、鄉村諸法度、鄉村御触書等と表書は変っても皆百姓に対する取締条目である。そのさいたるものが「慶安御触書」である。「鄉村五人組帳前書」である。これらを読みとることにより当時の百姓の生活を知ることが可能となる。

掛川地方の庄屋文書の中にも「慶安御触書」も「鄉村五人組帳前書」も数本読むことが出来る。尚「五人組帳前書」と同種のものに「御條目」と標題をつけたものが数ヶ村見られる。以下右の三種を取り上げ、先にあげた儉約定と比較して見よう。

その八

慶安御触書、諸国鄉村江被仰出、として慶安二年二月廿六日

付で触出されている長文のもので、百姓生活の規範である。その中の一部を抽出しよう。

一、耕作に精を入、田畑之植様、同拵に念を入、草、はへざる様に可仕、草を能取、切々作立間へ畝入仕候得ば、作も能出来、取実も多有之。附、田畑之界に大豆小豆など植、少々たりとも可仕事。

一、朝おきを致し、朝草を刈、晝は田畑耕作にかかり、晩には縄をない、俵をあみ、何にてもそれぞれの仕事無油断可仕事。

一、酒茶を買、呑申間敷候、妻子同然之事。

一、百姓は分別もなく未の考えもなきものに候故、秋に成候得ば米雑穀をむざと妻子にも喰せ候。いつも正月二月三月時分の心をもち、食物を大切に可仕候に付雑穀專一に候間麦粟稗菜大根其外何にても雑穀を作り米を多く喰つぶし候はぬ様に可仕候、飢饉の時を存出し候得ば大豆の葉あづきの葉ささげの葉、いもの落葉などむざとすて候儀はもったいなき事に候。

一、家主子供下人等迄ふだんは成程疎飯をいふべし。但田畑をおこし田をうへ、いねを刈、一入ほねをり申時分はふだんより少喰物を能仕、たくさんくはせつかひ司申候、其心付あれば精を出すものに候事。

一、男は作をかせぎ女房はおはたをかせぎ夕なべを仕夫婦ともにかせぎ可申、然ばみめかたちよき女房成共夫の事をおろそかに存、大茶をのみ物まいり遊山ずきする女房を離別すべし、乍去子供多く有之か、前廉恩をも得たる女房ならば格別なり。又みめかたち悪候共夫の所帯を大切にいたす女房をばいかにも懇可仕事。

一、百姓は衣類之儀、布木綿より外は帯衣裏にも仕間敷事。多くの中から七ヶ条書抜いて見た。文の使い方が時代差でとつき難いがよくよく見れば平易な文章である。

慶安御触書は全文三十二条よりなる長文のものであるが、毎月一回は百姓寄合を開き庄屋が読ませたものであるという故平易に書かれている。内容は村役人及百姓一同の日常の心構えと年貢は大切に耕作大事と念を入れるべきの教示である。掛川藩太田侯は天保四年八月改めて木版ずりにして支配村々に配布している。これは幕末まで生きていた御條目である。

その九

慶安御触書と同様庄屋が百姓中に読みさせた御條目に郷村五人組帳前書がある。全文、約七十条の長文であるが、村により一部削って書き上げて居る所もある。これは百姓の生活指導の手引きというより、御法度の集約書である。この中より抽出する。

一、田畑永代売買之儀、兼て御法度に被仰仕候通堅く相守、永代売買一切仕間敷候事。

一、博奕之儀、堅御法度に被仰付、奉畏候、其外何にても賭の諸勝負一切仕間敷候、若相背候者有之候はゞ、当人は不及申宿等名主年寄五人組迄何様之曲事にも可被仰付候事。

一、祭礼諸事弥輕可執行之、惣て寺社山伏法衣装束等万端輕く可仕事。

一、百姓町人衣服絹紬木綿麻布此内を以て分限に応し妻子共に着用、此外無用に可仕旨被仰渡、奉畏候事。

附、総じて下女木綿着し、帶同前之事。

此の五人組帳前書は、先の慶安御触書より字面も堅く、文の末尾も「仕間敷候」とか「曲事にも可被仰付候」とか「奉畏候」と平身低頭のしめくりである。

その十

郷村五人組帳前書と同じ役割を持つものと思われる庄屋文書が黒俣村外に見られる。作製された年月日も夫々違っているが

内容は同文で表題は「御條目」となっている。

内「定」が十九条、「覚」が二十八条で日附は丑六月となっている。即ち明和六年六月である。末文に

「右之通堅可相守之、毎年正月五月九月惣百姓庄屋方へ呼集読聞へく候。書面写取し承知之旨致奥書、五人組分惣百姓致印形、可差出候、庄屋方ニも同様ニ印形を取置、則其紙面惣百姓之印鑑に可相用候 以上」

として、明和六年黒俣村庄屋次郎右衛門文書、安永五年大和田村庄屋長兵衛文書、天明八年千羽村庄屋源七、藤兵衛文書、明治元年上西郷村庄屋金十郎組文書の四通が見られる。明和六年より明治元年まで約百年の間、各村々に於て書替えられ、読つがれて来ていたのである。

一、博奕は勿論惣て賭之諸勝負停止の事。

一、田畑永代買停止之事。

一、山林竹木猥伐採間敷事。

一、神事仏事并祝儀不幸之節も軽く可執行事。

一、百姓町人ニ似合ず芸術を習長遊興致間敷事。

一、火の元別て入念、町在役人共度々相廻急度可申付事。

その十一

次に天保十三年の「取締被仰渡御請印形帳」の後書を書き写して見る。 「東山地区蔵書」

前書被仰渡候趣老若之ものに致る迄具に申渡し候条々左之通

一、村役人自分宅に罷在候共半天着用致間敷事。

一、右同断のもの傘、はら緒下駄等は是迄之通り可相心得候

尤村役人の外は旧家捨石以上之百姓無據節は傘はら緒之下駄不若事。

一、右同断のもの祝儀不幸之節、袖迄は不若事。

一、不幸雨天之節は村役人江伺之上差図可請事。

一、仮令組親たり共長百姓別に不入分は諸事御触面に相心得

傘下駄雪駄布緒皮革履不相成候事。

一、かむり笠捨石以上長立候ものは代錢百二十四文限り、其以下は七拾二文に可限事。

一、下男下女のもの着用之品少たり共絹布は勿論都て相求候衣類手拭等に至迄不相成、何にても手織木綿に可限事。

一、何事に不寄、酒事は一切不相成、祝儀不幸之節所々有合之品を以一汁一菜可限事。但施主之心得方より村役人江伺之上差図可請事。

一、百姓妻子に至迄絹布一切不相成、但村役人羽織袴都て麻布木綿に可限事。極々無據儀有之候節は古絹羽織不苦事。

一、鉢打乞食非人に至迄其向に寄り手の内差出に不及事。

一、皮革履下駄一切不相成、木履之儀は不苦事。

一、竹皮笠村役人たり共一切不相成事。

一、小前のもの共盆正并施餓鬼之節は木綿羽織は不許事。

一、堵人披露之節祝盃老つ限事。

右被仰渡候条々急度相守可申候依之御請印形任候処相違無御座候 以上 上西郷 庄屋所

おわりに

さて改めて今から百五十年、二百年前の百姓像を思いうかべて見よう。胡麻塩頭の油気のない少ない髪を藁で結び、無精ひげも薄いこけた頬、うすい胸に肋骨をのぞかせ、やせた肩には肩当大きく継いだ仕事じゅばん、膝当の大きな割に脛もあらわな股引をはいている。手足は黒く汚れ、年中ひびあかぎれをきらし、松脂をつめて痛々しい。足には草鞋、首にはよれよれの手拭とは名ばかりの布ぎれをまいてゐる。余りの貧相をならべたのでおかみさん(百姓はかかあといった)のことは見るにしのびないのでやめにする。家は二間に二間半の藁屋で雨よりもひどからう。明りとりとて特別つけてなくても名月の夜は家の中で月見の出来る風流さもある。然し便所の溜だけは大きく掘

古文書に見る

松浦 一二三

って、足またぎの木が二本渡してある。これが作物の唯一の肥料源であった。野菜は少々自家用のみつくり、米は十石の余は少々の程度約二十五俵の収穫で年貢米夫役等を済すと、七、八俵しか残らない。これで他に金になる仕事とてなく一家五、六人が生活して行くのである。お上より雑穀を喰へ、三度に一度は雑炊にせよと言われなくとも、お米の飯など喰えたものではない。

元禄二年の借用証文に見る

掛川古文書会発掘の古文書の内に、元禄二年（一六八九）十二月十一日付にて、遊家の安兵衛さんの差入れた、借用証文があった。「借用申金子、米之事、合、金子壹両貳分、米三俵御藏納」の書出しで、「右は辰（元禄元年、一六八八）の御年貢金納分壹両貳分と、巳（元禄二年）の御年貢米三俵の納付方に指詰り」、他人よりこの金子及米を借入れて納めた結果の借用証文である。担保として、安兵衛さん自身耕作している田地の内式反七畝余りの場所を質入れしておる。

然して問題は、その借入条件の一つの利息のことである。証文に「金子之利息之儀は米六トに相定め、米之儀は四割之利息に相定」と書かれている。

この時代、年貢米納入に困り、他人より借用すれば、年季四割の利付で返済しなければならなかったものと見られる。それが出来なければ、田地はそのまま債権者の所有となってしまう。現在の高利貸並のきつい条件である。私の解説に誤りがなければと、気に懸かっていた。

身分不相応に奢り勝といわれた百姓は平百姓でなく、村に何人もない、いわゆる由緒ある長百姓であろう。時代の流れにひしがれてその日一日を必死で生きた農民の哀れさだけが滲み出て来る。これに反逆した者の中に無宿人となって落ちて行った。世にいう親不幸者もいたのである。部落、あるいは村単位の反抗が百姓一揆として生まれている。延享四年十二月太田善五郎知行所鴨方村、宮村、源兵衛村、東山村、杉谷村等百姓簀をかわり強訴、正月の門飾りも致さず年貢引方を訴願した。とあり又万延元年二月横須賀藩領寺田村西山村等五ヶ村。同年十一月掛川藩領原泉地区の数ヶ村の百姓一揆が見られるのである。儉約定により旧幕藩時代の掛川地方、農民の姿を垣間見たのであるが、今は遠い昔のこととてピンボケとしかうつらず、説明者の勉強不足をお詫びして筆をおく。

以上

慶安御触書に見る

掛川市史資料集第三号、第一部粕谷重範氏蔵書の中に、慶安御触書がある。これを読んで、次の事につき当った。「其年の年貢不足に付、たとへば、米を弐俵ほどかり、年貢に出し、其利分年々積り候へば、五年に元利の米拾五俵になる。其時は身体を潰し妻子を売り、我身をもうり、子孫ともにながくるし